

○岡山県後期高齢者医療広域連合職員による交通事故の取扱規程

平成22年12月16日

広域連合訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者医療広域連合へ勤務する職員（以下「職員」という。）に交通事故が発生した場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の報告義務)

第2条 職員は、自らが当事者となる交通事故が発生した場合は、次に定めるところにより直ちに所属課長に対しその内容を報告しなければならない。

(1) 公務中に交通事故を起こしたすべての場合

(2) 通勤途上に交通事故を起こしたすべての場合

(3) 公務外の場合にあつては、人を死傷させ、若しくは甚大な物損を伴う交通事故を起こした場合

2 前項の規定による報告を行なった職員は、交通事故後の経過の内容を速やかに所属課長に報告しなければならない。

(所属課長の報告義務)

第3条 所属課長は、前条の報告を受けたとき、又は所属職員が交通事故を起こしたとき、又はこれを知ったときは、直ちに総務課長にその内容を口頭で報告するとともに当該職員から所定の交通事故報告書を徴し、任命権者に報告しなければならない。

2 交通事故を起こした職員が当該事故による死亡又は重傷のため、前項に規定する報告書による報告を受けられないときは、所属課長において調査の上報告しなければならない。

(事故後処理)

第4条 所属課長は、所属職員が公務の遂行に関して交通事故を起こした場合は、直ちに当該交通事故の実態を調査し、総務課長に報告するとともに、事故後の処理を適切かつ遅滞なく行わなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日広域連合訓令第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

連 合 長	副連合長	副連合長	事務局長	総務課長	総務課主査	担 当 者	所 属	
							課 長	係 長

交通事故報告書

平成 年 月 日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 様

(報告者)

所 属

職・氏名



交通事故の発生について次のとおり報告します。

公 私 の 別	車両等	<input type="checkbox"/> 公用車	<input type="checkbox"/> 私用車	<input type="checkbox"/> 徒歩
	用 務	<input type="checkbox"/> 公務中	<input type="checkbox"/> 通勤・帰宅中	<input type="checkbox"/> 公務外
発 生 日 時	年 月 日 午 時 分頃			
発 生 場 所				
職 員 側	所 属			
	職氏名			
	車 両	車名() 登録番号() 自賠償保険(会社名: TEL:) 任意保険 (会社名: TEL:)		
	同乗者	<input type="checkbox"/> 有(人) <input type="checkbox"/> 無 氏名()		
相 手 側	住 所	TEL:		
	氏 名			
	車 両	車名() 登録番号() 自賠償保険(会社名: TEL:) 任意保険 (会社名: TEL:)		
	同乗者	<input type="checkbox"/> 有(人) <input type="checkbox"/> 無 氏名()		

